



福岡県医発第485号(地)

平成18年6月2日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 横 倉 義



医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年厚生労働省令第133号)及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第98号)に基づき、地方自治法第245条の4の規定による技術的な助言として、立入検査要綱を見直すものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



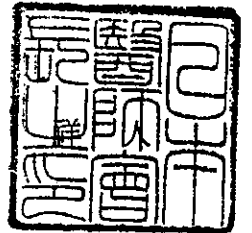
日医発第192号(地I13)

平成18年5月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長から都道府県知事、政令市長、特別区長に対して
標記通知が発出されました。

本件は、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年厚生労働省令第1
33号)及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第
98号)に基づき、地方自治法第245条の4の規定による技術的な助言として、
立入検査要綱を見直すものです。

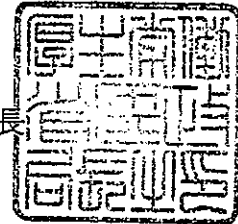
つきましては、貴会におかれましても、本件につきましてご了知いただきますと
ともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し
上げます。



医政発第0516004号
平成18年5月16日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

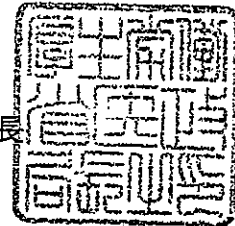
標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事あて送付したので御了知願います。

医政発第0516004号

平成18年5月16日

各都道府県知事
各政令市長 殿
各特別区長

厚生労働省医政局長



医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知）により実施しているところであるが、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成16年厚生労働省令第133号）及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第98号）に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定による技術的な助言として、同要綱を別添のとおり見直したので、今後の立入検査の実施に当たって参考とされたい。

(別 添)

医療法第25条第1項の規定 に基づく立入検査要綱

(改正項目抜粋)

(平成18年4月)

厚生労働省医政局

(改正項目(追加部分)抜粋)

第2表 検 査 表
(年 月 日 調査)

[2 管 理]	前年判定	当年判定	備 考
2—10 医療安全管理及び院内感染 対策の体制確保	/	/	
9. 事故等事案の登録分析機関 への提出			特定機能病院及び事故等報告病院の該当項 目

IV 検査基準

検査基準の説明

- 1 判定は細分類の項目番号（例1-4）の付されている検査項目ごとに行う。
- 2 判定の表示は、検査項目に適合している場合は「○」、適合していない場合は「×」を、検査の対象とならない検査項目については「-」を、それぞれ第2表（検査表）の「判定」欄に記入する。
- 3 「※」の印が付されている項目は、その印の後に記載されている病院についてのみ検査対象とする。
- 4 判定に当たって検査対象施設が全くない場合は、その施設に関する検査項目はすべて適合していないものとして取り扱う。

（改正項目（追加部分）抜粋）

項目 番号	項 目	根拠法令等	摘 要	備 考
2	管 理			
2-10	安全管理及び院内感染対策のための体制が確保されているか。	法17 則9の23 則11の2 則12	9. 特定機能病院及び事故等報告病院の管理者は、事故等事案が発生した場合には、当該事故等事案に係る事故等報告書を当該事故等事案が発生した日から原則として二週間以内に、登録分析機関に提出しなければならない。	(1) 対象医療機関 特定機能病院及び事故等報告病院 （国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、学校教育法に基づく大学の附属施設である病院（病院分院は除く）） (2) 登録分析機関 財団法人日本医療機能評価機構 （平16. 10. 1厚生労働省告示372号参照） (3) 医療機関における事故等の範囲 ① 誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事案。 ② 誤った医療又は管理を行ったことは明らかではないが、行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事案（行った医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事案の発生を予期しなかったものに限る。） ③ 前二号に掲げるもののほか、医療機関内における事故の発生の予防及び再発の防止に資する事案。 (4) 報告を求める項目 ① 当該事案が発生した日時、場所及び診療科名 ② 性別、年齢、病名その他の当該事案に係る患者に関する情報 ③ 職種その他の当該事案に係る医療関係者に関する情報 ④ 当該事案の内容に関する情報 ⑤ 前各号までに掲げるもののほか、当該事案に関し必要な情報

[illegible]